

## 「緩和ケアセンター」の具体的推進方策について（とりまとめ）

### 【はじめに】

既に拠点病院の指定要件において、緩和ケアチームや緩和ケア外来等、専門的緩和ケアの提供体制の確保が義務づけられているが、十分に機能していない等の指摘がある。また、専門看護師や認定看護師などの資格認定制度が導入される一方、現場では病棟配置により限定的な活動にとどまる等、人材の適正配置が行われておらず、人的資源が有効に活用されていないことが指摘されている。

こうしたことから、チーム医療や外来を含めた診療の質の向上を目指し、緩和ケアの提供体制について院内組織基盤の強化を図るため、都道府県拠点病院等を中心に「緩和ケアセンター」を整備することが「中間とりまとめ」にて明記されている。

今回、第7回緩和ケア推進検討会にて、「緩和ケアセンター」に求められる機能や人材配置について一定の議論を行い、「緩和ケアセンター」の具体的推進方策についてのとりまとめを行った。

### 【具体的在り方】

○「緩和ケアセンター」は、全てのがん患者やその家族等に対して、診断時からより迅速かつ適切な緩和ケアを切れ目なく提供するため、これまでの「緩和ケアチーム」、「緩和ケア外来」、「緩和ケア病棟」等を統括し、以下の活動を担う院内組織であり、医師・看護師を中心とした多職種が連携した緩和ケアに関するチーム医療を提供する。

- ・患者とその家族が抱える苦痛を適切に汲み上げ、身体的苦痛緩和のための薬剤の迅速かつ適切な使用と普及を図るとともに精神心理的・社会的苦痛にも対応するために、病棟ラウンドを定期的実施し専門的緩和ケアに関するチーム医療を提供する。
- ・外来にて、医師による専門的な緩和ケアを概ね週1回以上の頻度で定期的に提供する。
- ・がん看護専門看護師や認定看護師をはじめとするがん看護を専門とする看護師などによる外来ラウンド等を行って外来看護業務を支援・強化することにより、緩和が必要な苦痛を漏れなくスクリーニングし、必要に応じて緩和ケ

ア外来やがん患者カウンセリングなどの適切な専門的緩和ケアが提供されるように調整する。

- ・患者とその家族がいつでも適切に緩和ケアに関する相談や支援を受けられるよう、がん看護専門看護師や認定看護師をはじめとするがん看護を専門とする看護師などによる定期的ながん看護外来を運営し、がん患者カウンセリングを行う。また、必要に応じて医師の診察が受けられるよう調整する。
- ・外来化学療法室や病棟などの看護師と連携し、各部署にて看護師が参加するカンファレンスを週1回程度開催することで、切れ目のない苦痛のスクリーニング体制を確保するとともに、患者とその家族の苦痛に関する情報を共有し、外来や病棟などでのがん看護体制の更なる強化を図る。
- ・緊急緩和ケア病床を確保し、かかりつけ患者や協力リストを作成した在宅療養支援診療所等からの紹介患者等を対象として、入院を必要とするがん疼痛などの身体症状が発生した場合などに緊急入院による徹底した緩和治療を実施することで、急変した患者の受入れ体制を整備する。
- ・緩和ケアセンターにおける診療や相談支援の件数や内容、苦痛のスクリーニング結果など、院内の緩和ケアに係る情報を集約し、情報の分析や評価を行うことにより、院内の苦痛のスクリーニングと症状緩和体制を管理運営する。
- ・地域の病院や在宅療養支援診療所、ホスピス・緩和ケア病棟等の医療従事者と協働してカンファレンスを定期的に行うなど、情報共有の場を持つことにより、地域の緩和ケアの提供体制の実情を把握し地域に対して公表するとともに、適切な地域の緩和ケア提供体制を構築する。
- ・切れ目なく質の高い緩和ケアを含めた在宅医療・介護サービスを受けられる体制を実現するために、協力リストを作成した在宅療養支援診療所等を対象とした患者の診療情報に係る相談連絡窓口を設置する。
- ・特に精神心理的苦痛を持つ患者とその家族や遺族に対して、相談支援センターとの連携を図り、緩和ケアに関する高次の相談支援を提供する体制を確保するとともに、必要に応じて精神症状の緩和に携わる医師などの診察が受けられるよう調整する。

- ・医療従事者に対する、がんと診断された時からの緩和ケアに関する教育を推進するために、必要に応じてがん診療に携わる医療従事者に対する院内研修会等を運営する。
- ・緩和ケアセンターの設置や活動内容について、ホームページなどを活用し地域に対して広く広報する。

○これらの活動を担うにあたり、以下の人員を確保することが求められる。

- ・緩和ケアセンターの機能全体を統括する緩和ケアセンター長として、医師を1人配置すること。なお、当該医師については、常勤であり、なおかつ院内において管理的立場であること。
- ・緩和ケアセンターの機能を管理・調整する、専従のジェネラルマネージャーを配置すること。ジェネラルマネージャーは、常勤の組織管理経験を有する看護師であること。また、がん看護専門看護師またはがん看護関連の認定看護師であることが望ましい。
- ・専任の身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。当該医師については常勤であること。また専従であることが望ましい。
- ・精神症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。当該医師については常勤であること。また専任以上であることが望ましい。
- ・緊急緩和ケア病床を担当する専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専任であることが望ましい。また上記の身体症状/精神症状の緩和に携わる医師との兼任を可とする。
- ・外来における専門的緩和ケアの提供を担う専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専任であることが望ましい。また上記の身体症状/精神症状の緩和に携わる医師との兼任を可とする。

- ・専従の看護師を2人以上配置すること。なお、当該看護師はがん看護専門看護師またはがん看護関連の認定看護師であること。また、常勤であること。
- ・緩和ケアセンターの業務に協力する薬剤師を配置すること。なお、当該薬剤師は緩和薬物療法認定薬剤師であることが望ましい。
- ・院内外のがん患者及びその家族並びに地域の住民及び医療機関などに対して、診療連携を行っている地域の医療機関や医療資源、社会福祉に係るサービスの受給についての情報を提供し相談に応じるために、専任の医療ソーシャルワーカーを1人以上配置すること。また、当該構成員については相談支援センターの構成員との兼任および、相談支援センター内にて当該業務に従事することを可とする。
- ・ジェネラルマネージャーを中心に、歯科医師や臨床心理士、理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士などの多職種が連携することが望ましい。